

指 定 番 号
No.

特 別 徴 収 義 務 者 様

特 別 徴 収 の し お り

富岡町役場

電 話 (0240) 22-2111

F A X (0240) 22-0899

町民税・県民税の特別徴収について

毎年特別徴収義務者の皆さんには、町税事務の推進につきまして深い御理解と御協力により、一層の成果を収めることが出来たことを厚く御礼申し上げます。

令和7年度 町県民税の特別徴収について、貴事業所を町税条例第45条及び第53条の6の規定により、特別徴収義務者に指定しましたから御多忙中恐縮ですが下記に記載した各項に御留意のうえ、町県民税の納入について格段の御協力をお願いします。

1. 町県民税の特別徴収とは

納税者の税額を4回に分けて納付しなければならないものを給与所得者の便宜を図るため、町・県民税額を12分の1に分けて（6月から翌年5月まで）毎月の給与が支払われる際に差引いて（退職所得に係る町・県民税を差引いて）納付していただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務のある者で町税条例によって指定された事業所（事務所）の給与支払者をいいます。

従って町から送達された税額通知により毎月定められた税額を給与から差引いて、定められた期限までに納入する義務があります。（退職手当の支払いを受ける者も含む。）

3. 特別徴収をされる者は

前年中（1月～12月）に給与の支払いを受け、本年5月1日現在給与の支払いを受けている者及び、退職手当の支払いを受けている者又は退職手当の支払いを受ける者。

4. 納税義務のない者

合計所得金額が、280千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に168千円を加算した金額）に100千円を加算した金額以下の場合、均等割が課されません。

本年1月1日現在で申告主が障害者、未成年者（18歳に満たない者）、寡婦またはひとり親であって、いずれも前年中の合計所得金額が135万円以下の者。

また、総所得金額等が、350千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に320千円を加算した金額）に100千円を加算した金額以下の場合、所得割が課されません。

県民税均等割のうち千円は、森林環境税として森林環境の保全のために使われます。

5. 月割額の徴収方法

同封の「納税義務者特別徴収税額書」により合計額を12分の1（但し均等割のみは1回で納入）の月額に算出してありますから6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをする際に徴収してください。

6. 月割額の納期限

特別徴収義務者は、各納税者から徴収した月割額の合計額を納入書によって翌月の10日までに納入してください。

7. 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が特別の事由がなく納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

8. 納税者が異動（転勤、退職、休職、死亡）した場合

納税者が異動等により貴事業所から給与を受けなくなった場合は、すみやかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を町長に提出してください。

9. 異動等による場合の未納月割額

異動により特別徴収されないこととなった月割額は、普通徴収の方法により納付していただくことになります。ただし、納税者が転勤先において特別徴収を継続されたい旨の申出があった場合には、引続き特別徴収の方法によって納入することができますので、納税者の申出事項及び異動後の住所勤務先等は必ず記入してください。

10. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更になるときは直ちに「税額変更通知書」を送りますから、納税者に「税額変更通知書」を交付し、変更した月割額により徴収してください。

11. 貴事業所の特別徴収義務者番号（指定番号）は表記のとおりです。

本年度の「納入書」「異動届出書」その他の書類にはすべてこの番号を記入してください。

12. 町民税・県民税特別徴収税額通知書は、納税者のためのものですから直ちに交付してください。

※なお、1月1日以降退職者等については、一括徴収をお願いします。

令和7年5月15日

特別徴収義務者様

富岡町長 山本育男



令和7年度特別徴収義務者の指定について

令和7年度 町県民税特別徴収について、貴事業所を地方税法第321条の4及び第328条の5並びに富岡町税条例第45条及び第53条の6の規定により、特別徴収義務者に指定いたします。

なお、左記の「町民税・県民税の特別徴収について」に留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名及び貴事業所名を記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

なお、提出後は、毎月その郵便局に納入してください。

令和7年5月15日

郵便局長様

富岡町長 山本育男



令和7年度町県民税払込の指定について（通知）

標記のことについて、貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、富岡町の町県民税（特別徴収税額）取扱い局に指定いたしましたので通知いたします。

記

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1. 口座番号 | 02130-6-960039 |
| 2. 加入者の名称 | 福島県双葉郡富岡町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター
(郵便番号980-8794) |
| 4. 特別徴収義務者名 | |

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。

年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地		指定番号													
				法人番号													
市町村長様		名 称			連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係											
		代表者の 職 氏 名				氏名											
						電話											

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() -	() -
		変更月日 年 月 日

◎ お願い 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを振ってください。

控 給 与 支 払 報 告 書 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

										※ 町処理欄		1.現年度 2.新年度 3.両年度		
富岡町長様 年 月 日提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地		特別徴収義務者指定番号									
			氏名 (名称)		印		連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号		係					
			個人番号 又は法人番号						氏名		電話 () - 番			
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日	異 動 の 事 由		異動後の未徴 収税額の徴収	1月1日(就職月 日)から退職時 までの給与支払額	
フリガナ			旧 姓	円	月分 から	円	円			1.退職	1.特別徴収継続	円		
氏 名 (生年月日)	M・T・S・H				月分 まで					2.転勤	2.一括徴収			
住 所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)				円					3.休職	3.普通徴収	控 除 社 会 保 険 料 額 円		
個人番号										4.長欠				
										5.死亡				
										6.その他				

○1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収してください。
○給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 申 出 年 月 日	一 括 徴 収 予 定 月 日	一 括 徴 収 税 額 〔上記(ウ)と同額〕 円	一 括 徴 収 し た 税 額 は、 月分 と 合 わ せ て 納 入 し ます。	町 記 入 欄
---------------------------	--------------------	--------------------------------	---	---------

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円 月分から徴収し 納入する。		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号		特別徴収義務者 指 定 番 号	
			フリガナ			印	係
給与支払 の 期 日	個人番号 又は法人番号	名 称			連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号		氏名
					電話 () - 番		

提出用 給与支払報告 にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

富岡町長様 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者指定番号				※ 町処理欄			1.現年度 2.新年度 3.両年度
			氏名 (名称)	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号				係	氏名		電話 () - 番
給与所得者			個人番号 又は法人番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日(就職月日)から退職時までの給与支払額	
フリガナ	旧姓			円	月分 から	円		1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収	円	
氏名 (生年月日)	M・T・S・H				月分 まで					控除社会額 円	
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)				円						
個人番号											

○1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収してください。

○給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の 申出 年 月 日	一括徴収 予定月日	一括徴収税額 〔上記(ウ)と同額〕 円	一括徴収した 税額は、 <input type="text"/> 月分 と合わせて納入します。	町記入欄
----------------------	--------------	---------------------------	---	------

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円 月分から徴収し 納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号
		フリガナ		係
		名称		連絡者の係 及び氏名並びにその 電話番号
給与支払 の期日		個人番号 又は法人番号		電話 () - 番

町県民税特別徴収への切替申請書

新規の場合は○で囲んでください

年 月 日	給 与 支 払 者	所 在 地						特別徴収義務者 指 定 番 号	*新規
富岡町長様		名 称						担 当 者 連 絡 先	所 属 部 署
		代 表 者 名							氏 名
		職 氏 名 印	印						電 話 番 号
	法 人 番 号								

下記の者について普通徴収から特別徴収に切り替えてください。

切替月	フリガナ	住 所	受給者番号	年税額(円)	既納入額(円)	特別徴収切替額(円)
	氏 名					
	生 年 月 日					
____月分から 特別徴収を 希望します。		〒				
	T・S・H . . .					
		〒				
	T・S・H . . .					
給与計算締切日		〒				
毎月 日						
	T・S・H . . .					
備 考						

- (注) ○ 誤納を避けるため、できれば普通徴収の納付書を添付してください。
 ○ 税額の通知は、申請書が届いた月の翌月中旬以降に送付いたします。